

業務委託契約書（案）

委託業務の名称 関西メディアタイアップPR事業
委託料の額 金〇〇〇円
(うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円)
委託期間 着手 令和8年 月 日
履行期限 令和9年3月19日

上記の委託業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「〇〇〇」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

（委託業務の仕様等）

第1条 乙は、別記1「関西メディアタイアップPR事業仕様書」に基づき、頭書の委託料（以下「委託料」という。）をもって、頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書が明記されていない内容があるときは、甲乙協議の上、別紙に定めるものとする。

（契約の保証）（※契約保証金の納付を免除する場合）

第2条 乙が、この契約の締結と同時に納めなければならない契約保証金については、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条第1項第4号の規定により納付を免除する。

（契約の保証）（※契約保証金の納付を免除しない場合）

第2条 乙が、この契約の締結と同時に納めなければならない契約保証金については、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第228条第1項の規定により契約代金に10分の5を乗じて得た額以上の額とする。

2 前項の契約保証金は、第11条の規定に基づく検査の合格後に還付する。

（関係機関との協議）

第3条 乙は、委託業務の遂行上必要とする資料の収集に当たって関係機関の協力を得る場合には、あらかじめその趣旨を甲に連絡した上でこれを行わなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第4条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（一括再委託の禁止）

第5条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

3 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(委託業務実施状況の報告等)

第6条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(委託業務内容の変更等)

第7条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があると認めるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

(乙の請求による履行期限の延長)

第8条 乙は、天災その他その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

(損害負担)

第9条 委託業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のために必要が生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(乙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息)

第10条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときには、甲は乙から遅延日数1日につき委託料の額に年3.0%の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切捨てる。）の遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

(検査及び成果品)

第11条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書に成果品を添えて、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から10日以内に検査するものとする。

3 前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。

なお、この場合の再検査の期日については、前項の規定を準用する。

(委託料の支払い)

第12条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払いを請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による支払の請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。
- 3 甲は、委託業務完了後において、乙に委託業務により発生した収入があると認めたときは、乙に対しその額の返還を命じるものとする。
- 4 甲は、第1項の規定にかかわらず、乙の請求により必要と認める場合には、委託料の一部（又は全部）を前金払することができる。
- 5 乙は、前項の規定により前金払を請求しようとするときは、委託料前金払請求書を甲に提出するものとする。
- 6 甲は、前2項の規定による支払の請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除し、委託料を交付しない、又は交付している委託料の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 履行期限までに委託業務を完了しないとき、又は委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（契約の相手方が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 契約の相手方が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、契約権者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

(3) 乙が暴力団又は暴力団が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

(4) 前各号のいずれかに該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙に対して違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1に相当する金額を請求することができる。また、契約解除により、甲に損害が生じた場合、乙に対して甲が算定する損害額を請求することができる。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

(1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除されたとき。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなすものとする。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第10条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年3.0%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(財産の帰属)

第15条 乙の委託業務の実施に伴って取得した物品、特許権及び著作権等（以下「財産」という。）は、甲に帰属するものとする。

(財産処分の制限等)

第16条 乙は、委託業務の実施に伴い取得した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、委託業務の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。

2 乙は、委託業務の実施に当たり、乙が所有する設備、機械・器具及び備品（以下「機器等」という。）を使用することを原則とするが、別途、機器等の整備が必要となる場合、当該調達方法については、特段の事情がない限り賃貸借契約で対応することとする。

なお、機器等管理の必要から帳簿を備え付け、管理上必要な事項を記録しなければならない。

3 委託業務の終了等により財産の処分が発生する場合には、甲の承認を受けなければならない。なお、委託業務の実施に伴い取得した全ての財産について、売り払いにより収入があったときは、甲に納付しなければならない。

4 委託業務の実施に伴い取得した財産のうち、甲が指定したものについては、乙はこれを甲に返還するものとする。

(談合による損害賠償)

第17条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6号で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(関係書類の整備)

第19条 乙は、委託業務に係る収支の状況を明らかにするための書類及び帳簿を備え付け、これらを令和14年3月31日まで保存しなければならない。

(補 則)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第21条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(※電子契約とする場合)

本契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

なお、この契約書への委託者及び受託者の電子署名日が契約書に定める委託期間の着手日より後の日付である場合にあつても、本契約の効力は契約書に定める委託期間の着手日から生じるものとする。

(※紙契約とする場合)

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県
福島県知事 内堀 雅雄

乙

関西メディアタイアップPR事業 業務委託仕様書（案）

この仕様書は、「福島県（以下「甲」という。）」が「（以下「乙」という。）」に委託する 4 に掲げる業務について、円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

1 業務委託の名称

関西メディアタイアップPR事業

2 業務委託の期間

業務委託契約書に定める着手日から令和 9 年 3 月 19 日まで

3 業務委託の目的

各種メディアを活用し福島空港大阪定期路線（以下「大阪便」という。）利用旅行商品の広報を促進し、大阪府を始めとする関西地方、ひいては西日本方面からの福島空港を利用した本県への誘客を拡大させることで、大阪便利用者の増加、東日本大震災後の原発事故に伴う風評被害の払拭・風化対策及び観光振興を図ることを目的とする。

4 業務委託の概要

以下により大阪便利用旅行商品の広報促進及びその催行による本県への誘客を実施すること。

(1) 対象とする大阪便

ア 大阪国際空港（伊丹空港）を発着する次の国内定期路線とする。

(ア) ANAグループ（以下「ANA」という。）により運航される、ANA1696、ANA1698、ANA1695 及び ANA1697 とする。

(イ) ANA との共同運航便（コードシェア便）である、アイベックスエアラインズ（以下「IBX」という。）により運航される、IBX79、IBX80、IBX81 及び IBX82 とする。

イ 上記アに接続する、乗継便を含めることも可能とする。

(2) 施策①：大阪便を活用した団体旅行商品の広報の実施及びその促進

(3) 施策②：施策①における団体旅行商品の催行による本県への誘客

(4) 施策③：施策①における団体旅行参加者に対するアンケート等の実施及びその分析

5 業務委託の内容

下記のとおり、大阪便を利用した旅行商品の広報の実施及びその旅行商品の催行による本県への誘客に関する一切の業務を行うこと。

(1) 施策①：大阪便を活用した団体旅行商品の広報の実施及びその促進について

ア 募集型企画旅行を実施する旅行会社と連携し、4 (1) に掲げる大阪便を原則往復利用する旅行商品を対象とすること。

なお、誘客拡大の観点及び行程上やむを得ない場合に限り、大阪便の利用が片道となる旅行商品を対象とすることも可能とする。ただし、片道利用旅行商品のみの広報は認

別記 1

めない。

イ 旅行商品の行程は、1泊2日以上によるものとし、必ず1泊以上は県内へ宿泊していること。

なお、必要に応じて行程の一部に近隣県（栃木県、茨城県、新潟県、山形県及び宮城県に限る）の観光施設及び宿泊施設を含めることも可能とするが、その割合は本県観光施設及び宿泊施設数未満とすること。

ウ 旅行商品は複数種類（コース）を設定しかつ複数回の催行日を設定していること。

エ 本県ならではの観光素材を積極的に組み込み、魅力的な旅行商品を対象とすること。また、旅行商品のうち1種類（コース）以上には、必ず福島県浜通り地域の周遊を含めるものとし、「震災からの復興の姿と魅力的な観光資源を組合わせた『福島の今』を体感できる」ものとすること。

オ 旅行商品は、旅行業法第3条の登録を受けた第一種旅行業務又は第二種旅行業務を取扱う事業者が造成すること。

カ 使用する広報媒体は、テレビ、新聞又は折込みチラシ等、幅広い層に周知できるものを用いること。

なお、実施時期や対象者については、乙が甲に対して効果的が見込める時期及び対象を提案の上、甲との協議により決定するものとする。

キ 広報媒体（制作費、放映料等を含む。）の経費一式並びに必要なに応じて実施する現地視察等に要する旅費及び視察先での入場料・飲食代は委託料の中から支出すること。

なお、折込みチラシのサイズや実施時期といった広報媒体の活用手法については、乙が効果的な時期を提案のうえ、甲との協議のうえ決定するものとする。

(2) 施策②：施策①における団体旅行商品の催行による本県への誘客

ア (1)施策①により広報した旅行商品の催行を通じ、本県への誘客を図ること。

イ アの募集・誘客状況の進捗を管理し、下記6集客目標数を達成できるよう必要に応じて追加で(1)を満たす旅行商品の広報を実施すること。

(3) 施策③：施策①における団体旅行参加者に対するアンケート等の実施及びその分析について

ア (1)施策①により広報した旅行商品の旅行参加者に対し、旅行商品の内容や福島空港利用の利便性等についてのアンケートを実施すること。

なお、アンケート項目については、甲との協議により決定するものとする。

イ 上記アによるアンケートの取りまとめを行い、旅行者の属性や動向を分析し、甲に報告すること。

ウ (1)施策①での広報結果を分析し、甲へ報告すること。

6 集客目標数

乙は、本事業により5(2)施策②における本県への誘客目標人数460人を達成できるよう、最善を尽くすものとする。

なお、事業着手後、天変地異又は急激な社会情勢の変化など、やむを得ない事由が発生した場合には、甲乙協議の上、改めて目標数を設定するものとする。

7 成果品

業務実績報告書（任意様式）

別記 1

8 提出書類

乙は甲に対して、委託契約書で定めた書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届（第 1 号様式）
- (2) 総括責任者通知書（第 2 号様式）
- (3) 実施工程表（任意様式）
- (4) 実施体制図（任意様式）
- (5) 完了届（第 3 号様式）
- (6) 事業実績報告書（任意様式 7 で定めるもの）
- (7) その他甲が必要と認める書類

9 業務上の留意事項

- (1) 業務の遂行上必要とする資料の収集にあたり、関係機関の協力を得る必要がある場合には、あらかじめその趣旨を甲に連絡した上でこれを行わなければならない。
- (2) 業務の実施にあたり、乙が必要とする関係機関への諸手続きについては、乙がこれを代行するものとする。
- (3) 業務の執行に関し、本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、遅滞なく甲へ連絡し、甲の指示を受けなければならない。
- (4) 業務の開始時期、委託期間内及び終了時期において、甲又は乙が必要と認める時期に、随時打合せを行うものとする。
- (5) 乙が業務の一部を第三者へ再委託する場合、再委託先、金額、業務体制などをあらかじめ甲に報告し、了承を得ること。

なお、乙は再委託先への指示、業務管理を徹底すること。

別記 1

(第 1 号様式)

着 手 届

令和 年 月 日

福 島 県 知 事

住 所
商号又は名称
代 表 者

下記のとおり事業に着手したので届け出ます。

記

- | | | |
|---|-------|-------------------------|
| 1 | 委託業務名 | 関西メディアタイアップPR事業 |
| 2 | 着 手 日 | 令和 年 月 日 |

本件担当者：

本件責任者：

連 絡 先：

別記 1

第 2 号様式

総 括 責 任 者 通 知 書

令和 年 月 日

福 島 県 知 事

住 所
商号又は名称
代 表 者

下記のとおり総括責任者を定めたので、通知します。

記

- 1 委託業務名 関西メディアタイアップ P R 事業
- 2 総括責任者

職 :
氏 名 :
連絡先:

本件担当者 :
本件責任者 :
連 絡 先 :

別記 1

(第 3 号様式)

業 務 完 了 届

令和 年 月 日

福 島 県 知 事

住 所
商号又は名称
代 表 者

下記のとおり業務を完了したので、届け出ます。

記

- | | | |
|---|-------|-------------------------|
| 1 | 委託業務名 | 関西メディアタイアップPR事業 |
| 2 | 完 了 日 | 令和 年 月 日 |
| 3 | 成 果 品 | 事業実績報告書 1 部 |

本件担当者：
本件責任者：
連 絡 先：

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

別記 2

(事故発生時における報告等)

第 9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第 10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第 11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第 12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。))である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第 13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。